

日本人の個人ベンチャー投資家は随分、粗末に扱われていたものだ。有志で設立した投資組合の運営に対して、税制が対応できていない。

投資家はいちいち多数の投資先ベンチャーの株主総会に出席する手間をかけるれない。そこで投

資組合を作る場合、報酬を払って常任の組合員に作業を一任する。この報酬は投資組合の運営上の経費である。投資組合は課税主体ではないから、税務上、組合で生じた収益も経費も組合員各人が負担することになる。いわゆる構成員課税である。

日本で問題なのは、この組合

の経費が個人の確定申告上、損金としてづらいことである。欧米では組合の経費は確定申告上、損金として計上できる。日本では、投資先ベンチャーの倒産に際し、エンジェル税制下でのみ損失認定が可能だが、これがまた、投資家の個人情報明らかになるため使いにくい。

個人のベンチャー投資を阻む税制

これだけ個人投資家を増やすことが必要といわれる中で、なぜ個人投資家の支払った正当な経費や資産の損失が税務上、経費とされないのか。税務当局の姿勢は納得がいかない。

企業には経団連や中小企業団体が、サラリーマンには労働組合がついて、歴史的に選挙を交

えての政策調整が行われてきた。ところが個人投資家は誰も政策代弁者を持たない。しかも投資家は富裕層であって弱者でなく、政策は必要ないと、当局が考えてきたからではないか。

しかし現在の日本は、投資家が事業に投資せず預金ばかりしている時代ではない。日本のば

く大な金融資本が健全なベンチャー

投資に向かうよう、少なくとも欧米並みの税務環境の整備が必要だ。個人のベンチャー投資が国際的に低調なのは、けっして日本人の国民性の問題ではない。

（日本テクノロジープベンチャーパートナーズ投資事業組合代表 村口 和孝）